

新琴似西連合町内会自主防災連絡網

資料1

【緊急時の連絡】

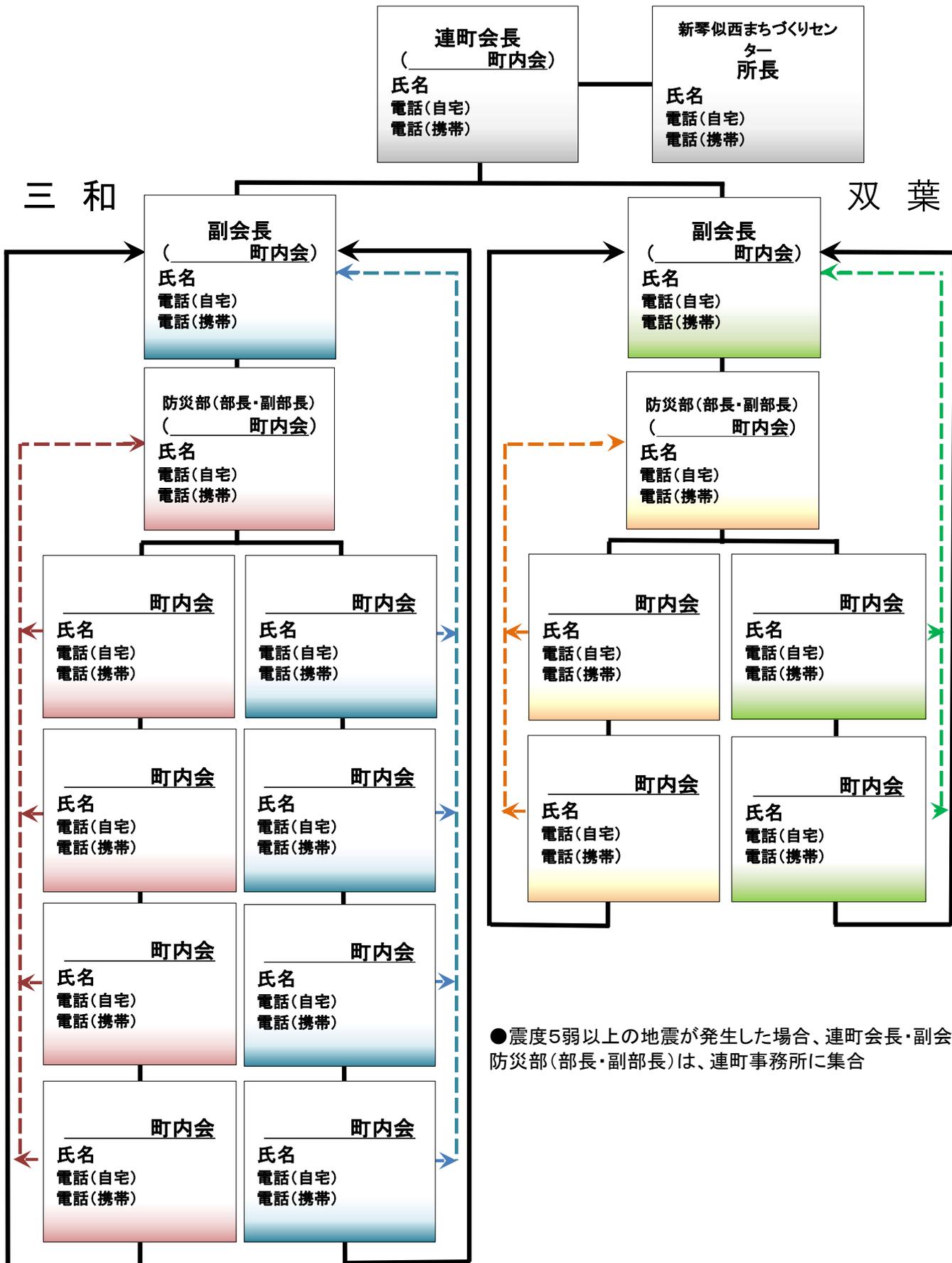
黒線に沿って連絡し、最後の方は、一番前の副会長へお知らせください。

【連絡の内容】

「〇〇です。地震が発生しましたので、ただいまより連町自主防災組織を発動します。連絡網に従って、連絡をしてください。」

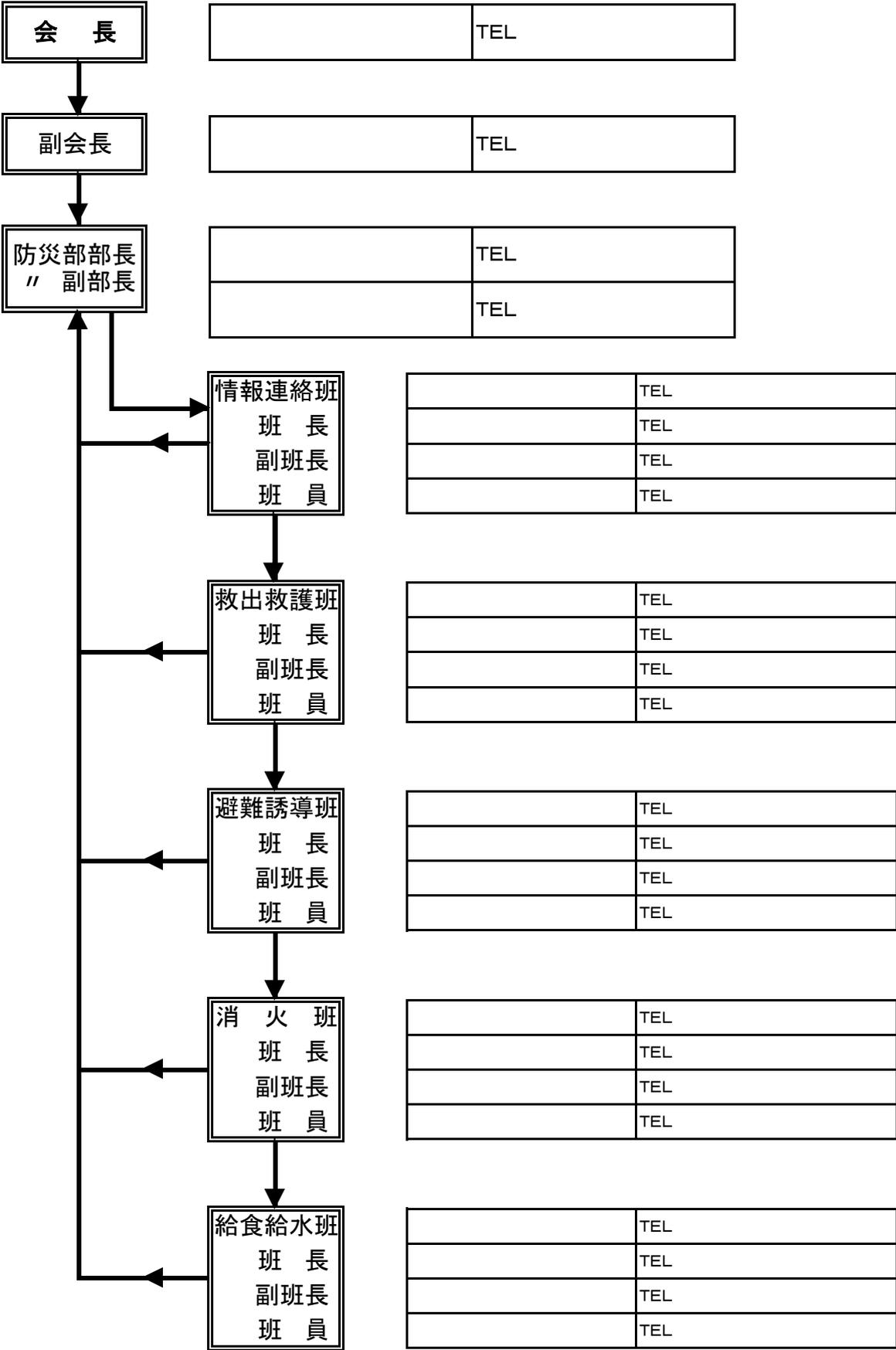
【報告】

色分けしているラインの一番上の方へ連絡してください。



●震度5弱以上の地震が発生した場合、連町会長・副会長
防災部(部長・副部長)は、連町事務所に集合

自主防災組織図・連絡網【 町内会】



※ 会長、副会長、正副部长、正副班长は町内会役員があたる
 班員は、町内会の班长、副班长、会員若干名があたる

極秘

重要

災害時安全確認カード

世帯人数
人

名前	性別	生年月日	電話番号	勤務先・学校等
フリガナ	男/女	(T・S・H)		
世帯主		年 月 日		
フリガナ	男/女	(T・S・H)		
世帯主		年 月 日		
フリガナ	男/女	(T・S・H)		
世帯主		年 月 日		
フリガナ	男/女	(T・S・H)		
世帯主		年 月 日		
フリガナ	男/女	(T・S・H)		
世帯主		年 月 日		

緊急時の連絡先（氏名・電話番号・関係など）	備考

- ※ このカードは災害発生時、町内会会員の安全確認の為に使用します。
 ※ 個人のプライバシーがありますので記入については自由ですが、世帯主名は記入してください。

【現在治療中の病気】

【かかりつけの病院名】

【以前に治療を受けた病気】

【その時の病院名】

記入日； 年 月 日

ひよどり町内会 班

住 所

避難所運営における主な役割	
市職員	<ul style="list-style-type: none"> • 施設の被害状況の確認 • 避難所の開設と滞在スペースの設定 • 避難者の受入（受付） • 避難者（在宅被災者・車中泊避難者含む）の管理 • 避難所運営組織、活動グループの編成 • 活動グループ※の暫定リーダーとして避難所運営の下地づくり • 施設管理者、地域住民との連絡体制の確保 • 市職員は、概ね災害発生から1週間までの避難所運営を行う
施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> • 施設の被害状況の確認 • 避難所の開設と滞在スペースの設定 • 避難所運営への協力（部屋、物品、備品の貸与等） • 市職員、地域住民との連絡体制の確保
地域住民（避難者・町内会等）	<ul style="list-style-type: none"> • 避難所の開設と滞在スペースの設定 • 避難者の受入（受付） • 避難者（在宅被災者・車中泊避難者含む）の管理 • 備蓄物資の運搬、配付、管理 • 避難所運営組織、活動グループの編成 • 避難所運営委員会の設置（発災から1週間をめぐり） • 市職員、施設管理者との連絡体制の確保 • 市職員、施設管理者と協力して避難所運営を行う
ボランティア・他自治体 応援職員	<ul style="list-style-type: none"> • 避難所運営に係る補助 • 被災者支援の補助

※ 活動グループ：避難所で行う作業種別ごとに分けたグループのこと
(38 ページ参照)

避難所運営マニュアルより（R元年9月）

参考: 暗証番号キーボックスの使い方(小中学校のみ)

【暗証番号キーボックス】



【案内プレート】

避難者の方へ
避難場所の鍵が開いていない場合は、
〇〇区災害対策本部 (Tel:000-0000)
までご連絡ください。
〇〇区災害対策本部

- ・キーボックスは4~8桁の暗証番号で開くことができます。(区によって桁数は違う)
- ・暗証番号は、区災害対策本部(総務企画課)に電話で確認してください。
- ・施設管理者の到着が遅れる見込みの場合は、市職員は職場から出発する前に区災害対策本部で暗証番号を確認してください。(電話の混雑が見込まれるため)

暗証番号キーボックスの使い方

①聞き取った暗証番号を押す



②オープンハンドルを矢印方向(時計回り)に180°回す



※番号を間違えたときは CLEAR ボタン

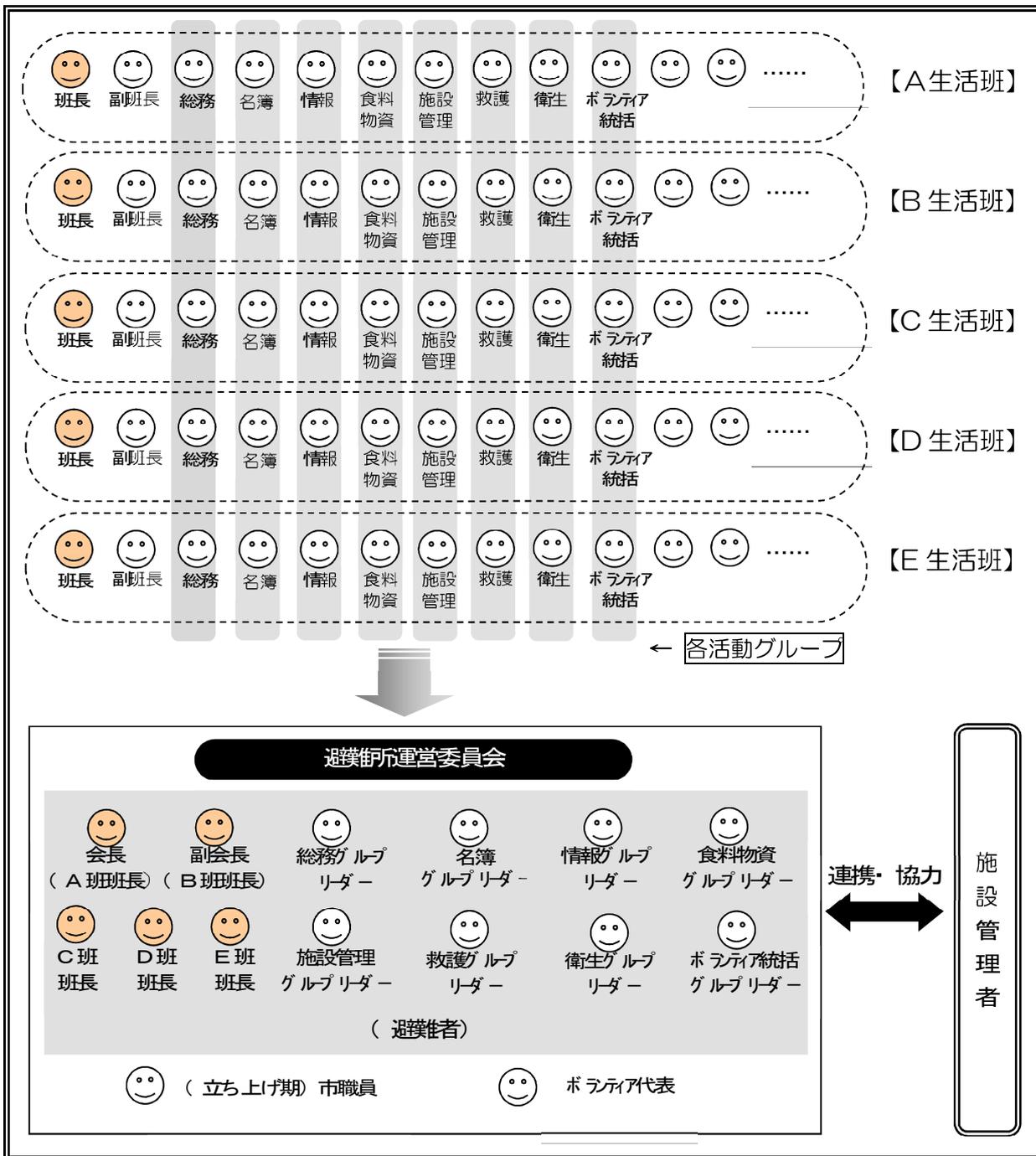
③フタを開け鍵を取り出す



④フタを閉じ、オープンハンドルを矢印方向(反時計回り)に180°回す



<避難所運営組織イメージ図>



避難所運営マニュアルより (R元年9月)

表1 避難所で発生する廃棄物の分別（例）

分別区分	具体例	管理方法等
燃やせるごみ	残飯、ティッシュ、マスク、布類、皮革製品等、新聞、雑誌、ダンボール、雑がみ(※ ₁)	「燃やせるごみ」として保管 (※ ₁) 長期化した場合は資源物として分別して保管
燃やせないごみ	金属、ガラス、小型家電等	「燃やせないごみ」として保管
容器包装プラスチック	ポリ袋、詰め替え容器等	「容器包装プラスチック」として保管(※ ₂) 食品容器等の固形物が付着したのについて、すすげない場合は「燃やせるごみ」へ。
びん・缶・ペットボトル	飲料の容器、缶づめ、缶パン等の容器等	「びん・缶・ペットボトル」として保管(※ ₂)
スプレー缶・カセットボンベ・筒型乾電池・ライター	—	それぞれ別袋に分けたうえで、収集を実施するまで、一定期間保管

(※₂) 資源選別センターの稼働状況等により、容器包装プラスチック・ペットボトルは燃やせるごみとして、びん・缶は燃やせないごみとして処理することも考えられる。

表2 避難所で発生する特別なごみの分別（例）

特別なごみ	具体例	管理方法等
携帯トイレ等	使用済み携帯トイレ等	凝固剤(ポリマー)を入れて汚物を固めるとともに、臭気漏れ防止のため、袋は二重にして縛り、ダンボール箱等に入れて保管し、早急に「携帯トイレごみ」として処理

表3 災害発生時の避難所ごみの処理優先順位

処理優先順位	ごみの種類	特徴
高 ↑ ↓ 低	使用済み携帯トイレ等	携帯トイレの凝固剤(ポリマー)で固められた汚物は衛生的な保管が可能だが、感染や臭気の面でも袋を二重にして縛り、ダンボール箱等に入れて保管する。
	燃やせるごみ (生ごみ等の腐敗性廃棄物)	ハエ等の害虫や悪臭の発生が懸念される。袋に入れて分別保管し、早急に処理する。
	上記以外のごみ	上記以外のごみについては、保管が可能ならば、できるだけ避難所で保管する。

【感染症室のごみの捨て方】

- 一般の避難・滞在スペースから出るごみと区別し、室内に専用のごみ箱を設置する。ごみ袋を二重にした状態で室内保管し、避難所ごとに設置した集積所へ捨てる。なお、分別は可燃系と不燃系の2分別とする。

可燃系	弁当の容器などのプラスチックやペットボトル、雑がみ、残飯、紙類、布類、皮革製品等は、燃やせるごみの区分で捨てる。
不燃系	びん、缶、金属、ガラス等は、燃やせないごみの区分で捨てる。

※ 集団感染発生時等に現地対策本部等から、廃棄方法の指示があった場合はその方法に従って処理する。

「これだけは準備しておきたい！」(家庭版)

- ◆このチェック表は、災害から家族を守り、家庭がより安全な場であることを願ってのものです。
- ◆見やすい所に貼り、すべての項目に✓できることを目標にしてみましょう。

自助として

品 物	チェック	品 物	チェック
飲料水		簡易トイレ(猫砂)	
食料(日常備蓄)		使い捨てカイロ	
スマートフォン・携帯電話の充電器		家族写真・情報	
ポリ袋		LEDライト	
薬・処方箋のコピー		マスク	
ウエットティッシュ		卓上コンロ・ガスボンベ	
歯ブラシ・洗口液		食品包装フィルム	

ほかに、紙おむつ、粉ミルク、生理用品などが必要な人は備蓄しておきましょう。



共助として

項 目	チェック
隣近所とあいさつを交わしている	
民生委員、町会役員を知っている	
自治会、PTAなど仲間が5人以上いる	
いざという時に助けに来てくれる人が近所にいる	
家族の親族・友人情報等(可能な範囲)をご近所の方と共有している	



減災のために

項 目	チェック
背の高い家具は、転倒しないようとめている	
消火器の場所と使い方を知っている	
窓ガラスに飛散防止フィルムを貼っている	
家の中の安全な場所を知っている	
避難所まで一緒に避難をする訓練をしている	

4月連町役員会 報告・連絡事項

地区防災計画の基本方針

- 一、 東日本大震災及び北海道胆振東部地震の教訓を踏まえ、新琴似西地区住民が近くの関連機関と協力して、また、札幌市の応援も受けて行う『自発的な防災活動』である。
- 二、 災害が発生した直後は、交通が麻痺し、火災の同時多発などにより消防、警察などの機関が十分に対応できなかつたり、基幹避難所の学校が混乱する可能性もあり、こう言う時に力を発揮できる要因は正に『地域ぐるみの協力体制』である。
- 三、 『自分達の地域は、自分達で守る』の心構えで、普段から向こう三軒両隣の近所付き合いにつとめ、いざと言う時にも助け合える『一緒に助かるための計画』である。住民の『命』を最優先に《平常時の活動》と《災害時の活動》の両方を踏まえて『災害に強い街づくり』をおし進める。

【これから3年間の取組】

- ① 1年目（令和3年度）：新年度の役員・班長等から単町の自主防災組織図・連絡網の担当者を埋め連町に6月末日までに提出。これを其に単町防災部と5つの防災班がそれぞれ検討会を実施しそれらをまとめて防災会議を開催。連町防災部が段取り。
10月28日（木）、山口大学大学院准教授、総務省消防庁消防大学校客員教授 瀧本 浩一 氏の講演、開催を致します。
- ② 2年目（令和4年度）：検討会（防災会議）が進むとおのずと地区が取組む平常時の活動（災害への構え・要配慮者名簿・マップ・安心カードの作成）及び災害時の活動（安否確認・状況確認・避難誘導・避難所の開設と運営等）に及びます。
- ③ 3年目（令和5年度）：防災訓練・模擬避難所運営実施。計画書と資料を札幌市に提出。わかりやすい地区防災書を地区住民に全戸に配布する。

新琴似西連合町内会
防災部長 青砥 和代

令和3年4月1日